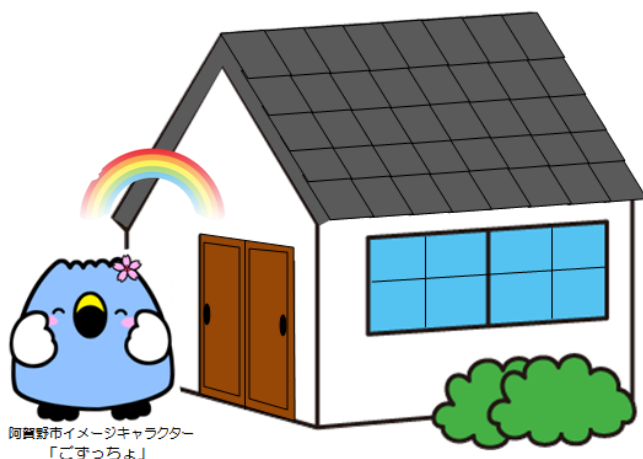




令和6年度 阿賀野市

虹の架け橋住宅取得支援事業

ご利用の手引 (募集要項)



受付期間：令和6年4月1日（月）～（土・日・祝日除く。）

※予算枠に到達した場合は、受付を終了します。

- 1) 新築・改築の場合は、工事着手前に申請
- 2) 中古・建売住宅購入の場合は、契約締結後3か月以内に申請

※申請書等への申請者等の押印は不要となります。

1. 阿賀野市虹の架け橋住宅取得支援事業の概要

子育て世代及び多世代の定住化を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、市内に住宅を取得する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象者（次の事項が全て該当する方）

- ①令和6年4月1日現在において、年齢が満45歳未満の方。
- ②自ら居住の用に供するために本市に住宅を取得し、かつ、当該住宅に2名以上で居住する方。
- ③過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けたことがない方。
- ④住宅の取得が公共補償等によらない方。
- ⑤市税を滞納していない方。
- ⑥共有名義で住宅を登記する場合には、2分の1以上の持分を有する方

3. 補助金額

次の表の区分により算出した額を合算した額です。

この場合、それぞれの区分において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。なお、契約金額については土地代金を除きます。

☆転入者の方（最高100万円）

補助対象経費	区 分			補助上限額	
住宅（新築、改築、建売住宅及び中古住宅）の取得	基本額		契約金額×1%	10万円	
	加算額	転入者に該当		契約金額×3%	30万円
		多世代世帯に該当		契約金額×1%	10万円
		子育て世帯に該当	子供1人	契約金額×1%	10万円
			子供2人	契約金額×2%	20万円
			子供3人	契約金額×3%	30万円
			子供4人以上	契約金額×4%	40万円
市内業者の利用による住宅の取得		契約金額×1%	10万円		

☆市内在住の方（最高70万円）

補助対象経費	区 分			補助上限額	
住宅（新築、改築、建売住宅及び中古住宅）の取得	基本額		契約金額×1%	10万円	
	加算額	多世代世帯に該当		契約金額×1%	10万円
		子育て世帯に該当	子供1人	契約金額×1%	10万円
			子供2人	契約金額×2%	20万円
			子供3人	契約金額×3%	30万円
			子供4人以上	契約金額×4%	40万円
市内業者の利用による住宅の取得		契約金額×1%	10万円		

4. 受付

令和6年4月1日（月）から

5. 事業完了（住宅の取得）期限

補助金交付決定日以降から令和7年3月31日（月）まで
なお、期限内に完了しない場合は要相談。

6. 市内業者の利用

申請者は、本市の地域経済の活性化のため、なるべく市内業者をご利用ください。

7. 交付申請及び交付・不交付決定の通知

補助金の交付を受けようとする方は、阿賀野市虹の架け橋住宅取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を、建築の場合は工事の着手前に、建売や中古住宅の場合は契約締結後3か月以内に次の書類を添えて提出して下さい。申請書（第1号様式）の押印は不要です。

- ①付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表
- ②工事請負契約書又は売買契約書（購入の場合）の写し
- ③宅地建物取引業法の免許の写し（建売住宅及び中古住宅取得の場合）
- ④世帯全員の住民票（続柄が表示されているもの）
- ⑤申請者の市町村税の納税証明書（直近の証明書が他市町村で発行される場合はその証明書）

なお、申請があった場合は、審査を行い交付決定通知書（第2号様式）又は不交付決定通知書（第3号様式）により速やかに申請者に通知しますので、その後、工事着手可能となります。

8. 交付申請の変更及び変更交付決定の通知

補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は中止となった場合は、速やかに阿賀野市虹の架け橋住宅取得支援事業内容変更・中止届出書（第4号様式）に、その内容を説明する書類を添付して提出して下さい。なお、この届出は変更の内容及び事業中止により交付決定額に変更が生じない場合は、省略することができます。届出書（第4号様式）の押印は不要です。

また、届出があったときは、その内容を審査の上、変更交付決定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知します。

なお、交付決定額の変更がないときは、省略します。

9. 実績報告及び確定の通知

補助対象となった住宅の取得（登記）が完了した後、速やかに完了実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて、提出して下さい。報告書（第6号様式）の押印は不要です。

- ①工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類

※追加・変更工事の内容により申請時と工事請負代金又は売買代金の額が変更となった場合、速やかに変更契約書または金額の増減内容がわかる書類を提出して下さい。

- ②住宅の登記事項証明書
- ③完成写真（周囲の状況が分かるもの）
- ④その他市長が必要と認める書類

また、実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知します。

10. 交付請求及び支払

補助金請求の際は、請求書（第8号様式）を提出して下さい。

請求書（第8号様式）の押印は不要です。

なお、支払については、請求書を提出いただいた後、30日以内に支払います。

11. 補助金の返還等

交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合があります。

- ①偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ②その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

また、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、取消（返還）決定通知書（第9号様式）により通知します。

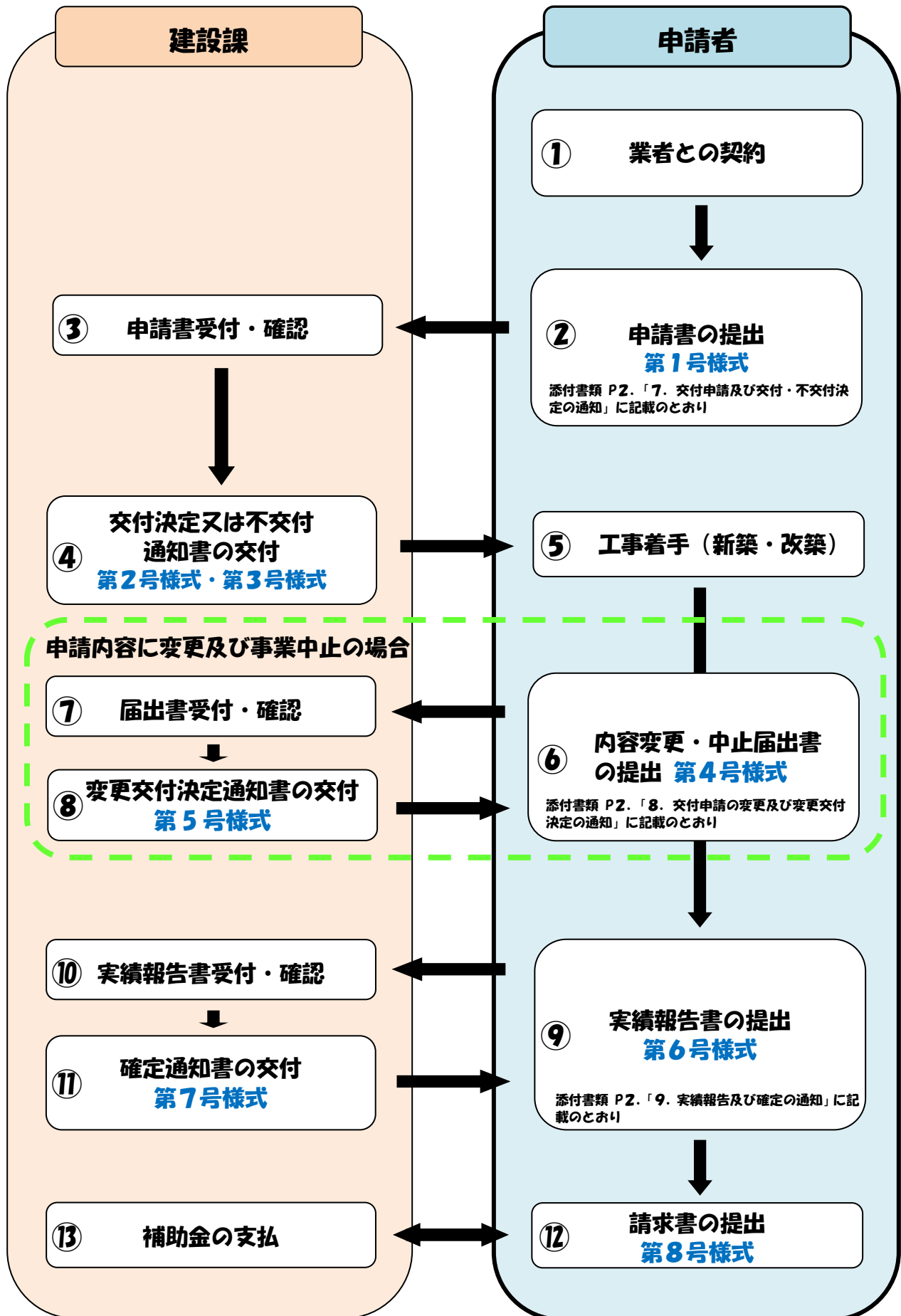
なお、補助金の返還命令を受けた方は、指定された期日までに補助金を返還しなければなりません。

12. 用語の意義

建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、次の表に定めます。

用語	意義
定住	引き続き5年以上住むことを前提に住所及び生活の本拠を本市に置くこと
住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ及び浴室等を有する延べ床面積が55㎡以上の一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されており、かつ居住用部分の延べ床面積が55㎡以上であること
新築住宅	新たに建築された住宅
建売住宅	販売を目的として新たに建築された住宅
中古住宅	過去に居住の用に供されたことのある住宅
改築住宅	既存住宅を全部除却し、規模、構造が著しく異ならないよう建築された住宅
住宅の取得	住宅を新築及び改築又は購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記をすること。 ※共有名義で住宅を登記する場合には、2分の1以上の持分を有すること。
転入者	本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に本市に住所を有していない者であって、かつ、定住の意思をもって本市に転入した者又は転入を予定している者とし、次のいずれかに該当する者 ア 転入日から起算して1年以内に交付申請を行う者 イ 交付申請後に転入する者
多世代世帯	実績報告を提出する時点で親と子と孫が同居する世帯
子育て世帯	実績報告を提出する時点で15歳以下の子が同居する世帯 ※ただし、出産の予定など申請時点と実績時点で変更となる予定がある場合は、あらかじめご相談ください。
契約金額	工事請負契約金額又は売買契約金額。ただし、土地代金を除く
市内業者	本市に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建築業を営んでいる者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている方

☆補助金の申請等手続きフロー



13. 問合せ先

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係

電 話 0250-61-2480 (建設課直通)

F A X 0250-61-2037

MA I L toshikeikaku@city.agano.niigata.jp